平成２５年（フ）第２３３号
兵庫県三木市吉川町楠原231番地の１、従前の住所神戸市北区藤原台中町７丁目10番12―205号
債務者　丸本　行男
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６２号
佐賀県嬉野市塩田町大字谷所乙2528番地１
債務者　幸田　泰信
１　決定年月日時　平成25年５月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第２０９号
北九州市八幡東区花尾町２番７号
債務者　加藤　公朗
１　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２３４号
福岡県中間市深坂１丁目13番13号
債務者　山下　照代
１　決定年月日時　平成25年５月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２８号
鹿児島県志布志市松山町泰野3014番地、前住所大阪府守口市南寺方南通１丁目77番地１
債務者　本田　達人
１　決定年月日時　平成25年５月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第６５号
神奈川県横須賀市ハイランド４丁目26番17号
債務者　須田　洋一
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第６８号
神奈川県横須賀市不入斗町２丁目２番４号
債務者　鈴木　賢二
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第７０号
神奈川県横須賀市日の出町２丁目７番地ニューコーポ202
債務者　松岡　和夫
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第７１号
神奈川県横須賀市鴨居１丁目23番12号　マリンハイツ鴨居202
債務者　前田　　順
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１１号
青森市大字岩渡字熊沢186番地
債務者　高村　美範
１　決定年月日時　平成25年５月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８１号
青森市旭町１丁目10番８号　サンハイツヤマモトＢ―202
債務者　山田　順子
１　決定年月日時　平成25年５月17日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８３号
青森市大字後潟字大原30番地２
債務者　工藤　静子
１　決定年月日時　平成25年５月17日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２１号
青森県北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字稲元10番地３、住民票上の住所青森県北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字米元35番地２
債務者　伊藤トモヱ
１　決定年月日時　平成25年５月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第７０９号
愛知県半田市住吉町８丁目１番地の１　ラ・フォーレ半田１Ｃ号
債務者　乗本　雄樹
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１２０号
大阪府門真市北岸和田２丁目11番22―106号、前住所大阪府門真市江端町５番４－７号
債務者　黒木　昭好
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２６７号
大阪府吹田市垂水町３丁目21番12号
債務者　廣芝　孝子
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３３０号
大阪府守口市松下町12番５―405号
債務者　藤岡　健次
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３４５号
大阪府高槻市南総持寺町５番35―205号
債務者　三浦　和夫
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部